

「砂川市空き家バンク」をご利用ください!

閑砂川市住み替え支援協議会（住生活支援係）TEL 74-8758



市 HP

砂川市住み替え支援協議会では、市ホームページ（砂川市空き家バンク）で空き家・空き地の物件の情報提供を行っています。ご自分が居住していた（相続したものを含む）住宅を登録し、売買または賃貸の契約成立後に所定の申請をすると、市から空き家バンク成約補助金（売買10万円、賃貸5万円）が交付されます。登録に関するご相談は上記へお問い合わせください。

SNSで情報発信中！



Instagram



Facebook

冬期間の空き家の管理にご注意ください！

空き家は所有者や管理者の目が届きにくいため、特に冬期間は屋根からの落雪により隣の建物を壊したり道路を塞いだりするなど重大な事故につながることがあり、人命に関わることになると取り返しがつきません。所有する空き家が原因で第三者に被害を与えた場合は、所有者や管理者が責任を負うことになりますので、次の点に注意して適正に管理しましょう。適正な管理がされていない所有者不明の空き家、ご自身や親族が所有している空き家の処分や管理についてお困りの方は、建築指導係（TEL 74-8760）へご相談ください。



冬期間の空き家管理のポイント

- ・建物の状況を定期的に確認してください。
- ・自分で確認できない場合は親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください。
- ・建物が損傷している場合は建材が飛散しないようにしてください。
- ・周囲や道路に大きな雪庇が落下しないよう、早めに雪下ろしをしてください。



住み替え支援協議会では、遠隔地に居住している空き家所有者・管理者の方を対象に、年3回の空き家見回りを実施しています。詳細・申し込みについてはお問い合わせください。

意見募集（パブリックコメント）

閑住宅係 TEL 74-8757



市 HP

市では、「砂川市公営住宅等長寿命化計画（改訂案）」の策定にあたり、次のとおり皆さんからご意見を募集します。

一募集する意見一

名 称	砂川市公営住宅等長寿命化計画（改訂案）
内 容	令和8年度から同17年度を期間として、砂川市の公営住宅の長期的な維持管理、修繕・改善計画の見直しについて取りまとめた「砂川市公営住宅等長寿命化計画（改訂案）」に対する意見
詳細・提出	住宅係 TEL: 74-8757 FAX: 52-6777 Eメール: jutaku@city.sunagawa.lg.jp 郵送: 〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1-1 砂川市役所 建築住宅課 住宅係宛て

- 応募対象** 市内に在住、在勤、在学している方、その他本計画に関係する個人または団体など
- 提出方法** 所定の様式に必要事項を記入のうえ、FAX、Eメール、郵送、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、または市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームでご提出ください。
- 閲覧場所** 市ホームページ、市役所1階ロビー、公民館、地域交流センター（まちなか交流施設すないる、南地区・北地区コミュニティセンター）
- 応募期間** 2月2日（月）～3月3日（火）

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見・要望などを募集し、寄せられた意見・要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それに対する考え方をあわせて公表していく制度です。